神奈川県行政書士会緑支部規則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本支部は、神奈川県行政書士会緑支部(以下「本支部」という。)と称する。

(設置)

第2条本支部は、神奈川県行政書士会会則(以下「会則」という。) 第72条の規定に基づき設置 された。

(目的)

第3条本支部は、神奈川県行政書士会(以下「本会」という。)と密接な連絡を図り、所属する会 員相互の連携と親睦を図り、業務の繁栄と進歩に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条本支部は、その目的達成のため、下記の事業を行う。
 - (1) 会員の福利厚生に関すること。
 - (2) 研修会の開催に関すること。
 - (3) 相談会の開催に関すること。
 - (4) 広報活動に関すること。
 - (5) 行政書士の業務に関係のある官公署との連絡及び協調に関すること。
 - (6) その他本支部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第5条 本支部は、神奈川県行政書士会会則施行規則第16条の規定により、横浜市のうち緑区、青 葉区及び都筑区の区域に事務所を有する個人会員及び法人会員をもって組織する。

(事務所)

第6条本支部は、事務所を支部長の事務所に置く。

(支部会費)

- 第7条支部会費は、個人会員より徴収し、年一回払いで6,000円とする。
- 2 前項の運用に関する事項は、支部総会の議決により細則で別途定める。
- 3 支部長は必要に応じ臨時支部会費を個人会員より徴収することができる。
- 4 徴収した支部会費は、返還しない。

第2章 支部の役員

(支部の役員の配置)

第8条本支部に、次の支部の役員(以下「役員」という。)を置く。

3名以内

支部長 1名 副支部長

幹 事 1 2 名以内 会計幹事 2名以内

監事 2名以内

(役員の職務)

- 第9条 支部長は、本支部を代表し、本支部の事務を統括する。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し、あらかじめ支部長が指定する副支部長は、支部長に事故があるときは、その職務を代理し、支部長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 幹事は、支部長を補佐し、本支部の業務を分掌する。
- 4 会計幹事は、本支部の出納及び会計帳簿の作成を行う。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 本支部の資産及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 支部長、副支部長、幹事及び会計幹事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 前2号に掲げる状況について監査した結果、法令、会則、規則、支部規則若しくは支部細則に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを支部総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるとき、支部総会を招集すること。

(兼務の禁止)

- 第10条 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 2 監事は、委員会の委員を兼ねることができない。

(役員・支部推薦理事の選任)

- 第11条 役員並びに神奈川県行政書士会役員等選出規則の規定による支部推薦理事候補者及び補欠支 部推薦理事候補者は、個人会員のうちから支部総会の議決によって選任する。
- 2 支部長、支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者の選出、その他役員(副支部長、幹事、会計幹事、監事)の選出の手続きについては、神奈川県行政書士会緑支部役員等選出細則で定める。
- 3 第1項により選任された支部推薦理事候補者及び補欠支部推薦理事候補者は、第8条に定めた支部 長(支部長に選任されたときは除く)及び監事を除く役員を兼任する。

(役員の任期)

- 第12条 役員の任期は就任後の第2回目の定時支部総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員(支部長を除く。)の増加に伴い新たに選任された役員の任期は、既に選任されている他の役員の残任期間と同一とする。
- 4 第1項ただし書の規定にかかわらず、支部長である役員は、引き続き3期(各期における在任が就任後の第2回目の定時支部総会終結の時以前に終了する場合もこれを1期とする。)を越えて支部長として在任することができない。
- **第12条の2** 役員は任期の途中で辞任することができる。ただし、辞任する場合は、第28条 に定める役員会に書面にて辞任届を提出しなければならない。

(役員の解任)

第13条 役員が、役員としてふさわしくない行為をしたときは、支部総会の議決によりこれを解任することができる。

(報酬等の支給)

第14条 役員には、支部総会の議決により別途細則で定めるところにより報酬及び日当を支給することができる。

(顧問)

- 第15条 本支部に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、支部長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、委嘱した支部長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 支部長は顧問に対し、本支部の運営その他重要事項について諮問し、又は助言を求めることができる。

第3章 業務組織

(業務組織)

- 第16条 第4条に規定する事業を実施するため、本支部に必要な業務組織を置く。
- 2 前項の業務組織及び運営に関する事項は、支部総会の議決により細則で別途定める。
- 3 支部長は、特定の目的を達成するため、ワーキンググループを設置することができる。

第4章 会 議

第1節 支部総会

(支部総会の構成等)

- 第17条 支部総会は、個人会員をもって構成する。
- 2 支部総会は、定時支部総会と臨時支部総会とする。

(支部総会の議決事項)

- 第18条 支部総会は、次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 予算及び決算に関すること。
 - (2) 支部規則の変更に関すること。
 - (3) 支部細則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 重要な財産の取得及び処分並びに多額の債務の負担に関すること。
 - (5) その他支部総会において審議することを相当と認めた事項

(支部総会の招集)

- 第19条 定時支部総会は毎会計年度終了後2箇月以内に支部長が招集する。但し、災害、行政命令等により定時支部総会の開催が中止に場合は、定時支部総会に代わる臨時支部総会を会計年度終了後4 箇月以内に招集する。
- 2 臨時支部総会は支部長が必要と認めたときに支部長が招集する。

(支部総会の特別措置)

- 第20条 個人会員の4分の1以上の者が、会議の目的たる事項及び支部総会の招集の理由を記載した 書面を提出して、支部総会の招集を請求したときは、支部長は、請求があった日から40日以内に支 部総会を招集しなければならない。
- 2 前項の請求があった日の翌日から40日以内に支部長が次条に規定する支部総会の招集手続きをしないときは、前条の規定にかかわらず前項の請求者の代表が支部総会を招集することができる。

(支部総会招集の方法)

- **第21条** 支部総会を招集するには、支部総会の2週間前までに書面で個人会員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。
- 2 前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載しなければならない。

(支部総会の定足数及び議事)

- 第22条 支部総会は、個人会員の3分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 2 支部総会の議事は、この規則により別途定めるもののほか、出席した個人会員の過半数で決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 個人会員は、特別の利害関係のある支部総会の議案については、その採決に参加することができない。この場合には、採決に参加できない個人会員は、出席者の数には算入しない。

(代理人による表決)

- **第23条** 支部総会に出席することができない個人会員は、書面で他の個人会員に表決を委任することができる。
- 2 支部総会の会場の使用禁止や入場規制、やむを得ず支部総会の会場の変更による定員数の減少により、個人会員の参集が制限されるもしくは望ましくない場合、または災害、行政命令等により個人会員の参集が困難な状況にあるとき、役員会の決議により支部総会において書面により議決権を行使することができる。この場合における書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、招集通知で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を提出して行う。
- 3 第1項の規定に基づき表決の委任をした者、または前項の規定に基づき書面により議決権を行使した者は、前条、次条及び第26条第2項の適用については、支部総会に出席したものとみなす。

(特別議決)

第24条 第18条第2号及び第4号に掲げる事項並びに監事の解任に関する事項は、個人会員の総数の過半数の者が出席し、出席した個人会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(支部総会の議長)

- **第25条** 支部総会の議長は、支部総会の議決により別途細則に定める方法により、出席した個人会員のうちから選任する。
- 2 支部総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、支部総会の事務を総括する。

(支部総会の議事録)

- 第26条 支部総会の議事については、議事録を作らなければならない。
- 2 前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びに出席個人会員の数を記載し、議長及び出席した個人会員のうちから、議長の指名した個人会員2名以上が署名押印しなければならない。

(支部総会の運営)

第27条 この節に定めるもののほか、支部総会の運営に関し必要な事項は、支部総会の議決により別途細則で定める。

第2節 役員会

(役員会)

- 第28条 本支部の役員会は、支部長、副支部長、幹事及び会計幹事をもって構成する。
- 2 監事は、支部長、副支部長、幹事及び会計幹事の業務執行の状況を監査するために役員会に出席することができる。

(役員会の審議事項)

- 第29条 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画に関すること。
 - (2) 支部総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 規則の変更並びに細則の制定及び対廃
 - (4) その他本支部の業務の執行に関する事項

(役員会の招集)

- 第30条 役員会は、必要に応じて支部長が招集する。
- 2 支部長は、必要に応じて各業務部の部員を役員会にオブザーバーとして参加させることができる。 (役員会の運営)
- 第31条 この節に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、別途支部長が内規で定める。

第3節 委員会

(委員会)

- 第32条 本支部に、選挙管理委員会及び役員選考委員会を置く。
- 2 前項の委員会のほか、支部長は、特別委員会を置くことができる。
- 3 選挙管理委員会、役員選考委員会及び特別委員会の委員長、委員の選出の手続きについては、神奈 川県行政書士会緑支部役員等選出細則で定める。

第5章 資産及び会計

(資産)

- 第33条 本支部の運営費は、本会からの交付金と個人会員による支部会費をもって賄うものとする。 (資産の管理)
- 第34条 本支部の資産は、支部長が管理する。

(会計年度)

第35条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予 算)

- 第36条 本支部の予算は、毎会計年度支部長が調製し、定時支部総会の承認を得なければならない。
- 2 支部長は、予算が成立しない期間においては、通常の業務を執行するために必要な経費に限り支出することができる。
- 3 支部長は、前項の規定により支出をしたときは、その旨をその後に開かれる最初の支部総会に報告しなければならない。

(特別会計)

第37条 支部長は、特別の業務を行うため必要があるときは、特別会計を置くことができる。

(予備費の使用及び予算の流用)

- **第38条** 本支部の予算にあっては、予測し難い支出に充てるため、相当額の予備費を計上することができる。
- 2 予算の執行にあたっては、原則として各科目間において相互に予算を流用してはならない。ただし、

支部長がやむを得ない事由があると認めるときは、予算外の支出、予算超過支出又は科目間の流用をすることができる。

3 前項ただし書きの流用をしたときは、支出後、定時支部総会において承認を受けなければならない。 (決算報告書等)

- 第39条 支部長は、毎会計年度終了後、すみやかに前年度の決算報告書及び前会計年度末現在における財産目録を作成し、監事に提出しなければならない。
- 2 監事は、前項の決算報告書及び財産目録を監査し、その結果についての意見をこれに付記しなければならない。
- 3 支部長は、定時支部総会に第1項の決算報告書及び財産目録を提出しなければならない。

第6章 雜則

(慶弔見舞金)

第40条 慶弔見舞金の贈呈に関する事項は、支部総会の議決により細則で別途定める。

(内規)

第41条 この規則に定めるもののほか、慶弔見舞届等の様式その他本支部の運営及び事務の執行に必要な事項は、内規として別途支部長が定める。

(日 当)

第42条 役員以外の個人会員の本支部の業務に関する日当については、支部総会の議決により別途細則で定めた金額を支給することができる。

(準用)

第43条 この規則に定めなきものは会則を準用する。

附則

この規則は平成27年4月1日より施行し、平成24年5月19日施行の神奈川県行政書士会緑支部 規約は同時に廃止する。

附則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

附則

この規則は令和2年5月23日より施行する。

附則

この規則は令和3年5月15日より施行する。

附則

この規則は令和5年5月20日より施行する。

附即

この規則は本会会長の承認があった日から施行する。

承認通知書

神行発第 0 6 1 0 7 号 令和 6 年 1 1 月 5 日

神奈川県行政書士会 緑支部 支部長 那住 史郎 殿



令和6年10月18日付で、貴支部から神奈川県行政書士会会則第75条第2項の規定により届け出のありました支部規則の改正については、届け出のとおり承認をしましたので、通知いたします。

承認年月日 : 令和6年10月21日